

極秘

陸軍省 陸軍部 陸軍省

本土戰場化する場合に於ける非常  
財政金融方策に関する参考意見

國家資力研究所



本土戰場化せる場合に於ける非常財政金融方策に関する参考意見

本土戰場化し、中央地方間及び各地域間通信連絡の混乱、物資労働輸送困難化、重要施設の破壊、資材の損失、生産力の低下、罹災者、避難者流出の下に於て、財政金融面に生ずると豫想せらるる擾亂を防止し、以て戦力の維持増強、國民生活の確保を計らんとす

一、本土戰場化せる場合に於て豫想せらるる財政金融上の諸擾亂

(1) 中央地方間及各地域間に於ける通信連絡の混乱による財政金融の一元的運営の困難

(2) 中央地方間通信連絡の混乱による財務行政面（豫算、徴税の政府支出等）に於ける一元的運営の困難

(3) 中央地方間及び各地域間に於ける通信連絡の混乱による金融面（貨幣發行、回收、公債、有價證券發行、賣買、貸付、貯蓄、送金等）に於ける一元的運営の困難

(2) 物資労働力の輸送混乱、施設の破壊、資材の損失による財政金融業務遂行上の諸擾亂

(イ) 輸送困難、印刷能力、資材不足による、紙幣発行、送付、公債、借債証券発行賣出の困難

(ロ) 罹災等による資産所得状況の激變、書類損失による徴税上の混乱

(ハ) 金融機關店舗罹災による諸證券書類の滅失、等による貸借契約關係の混乱

(ニ) 學業會社、金融機關の經理混乱  
(ホ) 株式市場の混乱

(3) 資金放出の激増、貯蓄減少、貨幣に對する信認感の動搖等による貨幣價值の激落

(イ) 罹災者避難者救恤金、保険金支拂、政府支出増大等による資金

紙幣の増減

(一) 紙幣収入減少による赤字支出の増大

(二) 預金引当減増及び預入の減少

(三) 給付体系の混乱による貸付増の増大

(四) 物資増に農産物買戻困難、配給制度混乱による税関在外物資の

増加と簡の横行

(五) 物々交換の増減

(六) 敵本土上陸の場合に於ける敵國紙幣並びに偽造本邦紙幣の流通

二、對策

(一) 各地域一地方行政協同會一別に財政金融を獨立運営し待る懸勢に

直くこと

(二) 家鼻、租税賦課徴収、國庫金収納支出に就き中央の入納に基き

各地郵政局に於て被動性を以て起用し得るやうすること  
 (四) 各地郵政局に財務局、日銀支店を中核とする金融機構を確立し、  
 各地郵政局に強力なる金融機関を具備すること  
 (五) 各地郵政局は富政地銀日銀支店の官轄下に一調々副を採らしめ、  
 共同計算を行ひ、一行として業務を行ふこと  
 (六) 各地郵政局も財務局官轄下に地銀別業務運営を行ふこと  
 (七) 其他金融機関も石に準じ、又銀行と一時経営を行ひ得るものは  
 (八) 石によること  
 (九) 金融業務を石に應じ簡素化、一體化すること  
 例へば預金種類の整理(定期、貯蓄、富座の二本建とす)、貸  
 付案件の一致、他行間為替業務を郵便為替の如く簡易化するこ  
 と等  
 (十) 輸送混雑、施設、資材の破壊(減少等)による擾亂防止の爲左の措置を

とること

(イ) 日銀券印刷能力を分散すると共に、事情により各地域別發行を認る、之に對しては一定の準備（發行口）を置くこと

(ロ) 印刷能力、資材難により公債發行困難なる場合公債發行を停止し、日銀借入金又は政府紙幣にて之を補ふこと（此の場合には金融機關に一定額の日銀預入を強制し、公債程度の利子を附し、利子は國庫負擔とすること

(ハ) 株式、社債の發行を停止し、金融機關よりの借入金を以て之に充てること

(ニ) 株式市場は閉鎖し、戦時金融金庫（又は日銀支店）にて、一定條件（資金用途及び金額）下に最近平均價格にて買上を行ふこととする。金融機關の有價證券擔保貸出は右價格を基準として之を行ひ、金融機關所有有價證券に就ては評價に特別の措置

とること

(イ) 日銀券印刷能力を分散すると共に、事情により各地域別發行を認む、之に對しては一定の準備(發行口)を置くこと

(ロ) 印刷能力、資材難により公債發行困難なる場合公債發行を停止し、日銀借入金又は政府紙幣にて之を補ふこと(此の場合には金融機關に一定額の日銀預入を強制し、公債程度の利子を附し、利子は國庫負擔とすること)

(ハ) 株式、社債の發行を停止し、金融機關よりの借入金を以て之に充てること

(ニ) 株式市場は閉鎖し、戦時金融金庫(又は日銀支店)にて、一定條件(資金用途及び金額)下に最近平均價格にて買上を行ふこととする。金融機關の有價證券擔保貸出は右價格を基準として之を行ひ、金融機關所有有價證券に就ては評價に特別の措置

を許ざること

(四) 商業會社に就ては各事業場別經理を確立せしめ、庫貯金銀等特別措置法を適用し、金融機關をして經理を監督せしむること。要すれば事業場別假決算を認め、本決算を行ふに至りたる場合の損失は政府に於て保證すること。

(五) 金融機關の蒙る損失は政府に於て保證すること。

(3) 貨幣價值激落を防止するため左の措置をとること

(イ) 商業會社に於ける奉給、資金以外の文拂は帳簿振替、小切手を以て行はしめ、可及的に企業間現金取引を減少せしむること

(ロ) 罹災者避難者には現物給與を行ひ、可及的速かに動學体系に入し、給與を以て、玉洒せしむること。資材設備不足に罹災者等には原則として個人企業を認めず従つて貸付資金貸付も原則として行はざること



(一) 罹災者に對する保險金支拂は月々一定生活必要費を分割支拂ふこととし、設備資材購入に對しては物資購入券見合拂出を行ひ得るやうすること

(二) 貯蓄に就ては公債債券による直接吸收困難となり且引出、取付生ずべきを以て、源泉貯蓄を強化すると共に、引出額の制限を設くること

(三) 重要都市残留者には職域配給、職域炊事を原則とし、其他地域にても共同炊事、共同食堂共同育児を實行し、生活の軍隊化を計ると共に、之等地域に於ける疎開者等（諸団体に組織せられず又農業者に非ざる一般國民）の生活保證を計ること

(四) 地域間送金不能の場合、疎開者等の生活保證を計る爲資格、最高額を限定せる無擔保、無利子信用の途を講ずること（利子國庫負擔とす）

(1) 貨幣價值低落、貨幣信認感の動搖は特に長途物運・商前に於て現はるるを以て、長途物運出を強化すると共に其社會を起ゆる部分に就ては自由市場を認むること

(2) 敵本土の一部に上陸せる場合敵國通貨の流通は嚴に取締ると共に、敵地區との交通も嚴に取締ることとし、偽造紙幣の我方に流入せる場合には此の事實を公にせず、眞偽に就ては財務當局、金融機關のみにて適宜處置し、國民をして神經質に陥らしめざること一偽造紙幣流入に就き聲を大にするは本邦紙幣に對する信認感をも動搖せしめ、敵の術中に陥る虞尠からず一

(3) かかる事態に於ては長期且つ嚴密なる計畫は不可能なるも、物資配分の圓滑化、貨幣價值低落防止の爲には資金計畫は缺くべからざるを以て、全國家的一元的資金計畫と共に各地域別短期一例へば四半期一資金計畫を樹立すること

補遺

曰は實行可能なりと考へらるる對策なるも更に最極の事態に備へべき  
 底の方策を用意する要あり。かかる場合に臨する時局は往々机上の  
 空論となり現實より遊離する虞のれども、多考迄にその一案の優劣  
 を備記す

通貨を全廢し、企業、國民生活のすべてを國家管理とし、生産消  
 費に對しては一切現物配給を行ふ  
 本土戦場と化したる場合に於て本土全區もしくはその一部に就き  
 ラヴアル的體制をとり、國民は戦時中その財、分力のすべてを國  
 に歸し、全量戦闘員として一切をあげて軍隊組織に移る。即ち全  
 國民經濟、全國民生活は軍隊化され、すべて軍人として命令によ  
 り生産、配給、消費が行はる。

かかる場合礦工業、養殖漁業等生産部面及び配給部面のすべては  
 國營となり、全従業員は軍隊組織の中に命令によりて生産配給に

従事し、従業員は各團體各協同會一員に於て現物にて給與を受く

官公更其他直接生産に従事せざるものも右同種軍隊化され、勤勞團體にて現物にて給與を受く

婦女子等も一般労働、共同炊事、育養兒等の部門に組織的に組織され、衣食住すべて現物にて支給さる

労働不能者も團體に收容し衣食住すべて現物にて支給さる

かかる場合労働力は一切は國家の手に掌握され、流通手段としての通貨の必要なく、貨幣は唯計算單位としての機能を持ち、又

現在の徴税、貯蓄、調辨其他はその必要を失ひ國民生活に要する現物給與を除きたる部分はすべて國又ハ各地域自給の手にて通管形態を經ずして直接に國家消費生産に用ひらる

一もとより右は戰時における超非常態勢にしてラヴァールの體面な

り。國家管理への轉移、經濟計算、其他に於て種々の問題を含む  
するも茲にはその詳細を省く。かかる場合に於ける應付準備等  
の問題に就ては日米理論の正確なる把握を必要とすること言を  
たず之等の點の理論的研究に付ては當研究所に於て豫て研究中にして  
現下急迫せる諸問題との關係に於て急速にその結果を取極めつつ  
あり

